

令和2年度千葉県在宅歯科診療設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的として、予算の範囲内において、地域医療介護総合確保基金を活用し、千葉県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次に掲げる事業を行う場合に経費の一部を補助する。

(1) 在宅歯科医療機器等の設備整備

在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備に対する備品購入費。

(2) 医療安全体制を確立するための設備整備

厚生労働大臣が定める「歯科外来診療環境体制加算1（以下「外来環」という）に関する基準」による安全・安心な歯科医療環境を提供するために必要な装置・器具のうち持ち運び可能な備品の初度購入費。（ただし、歯科用吸引装置は補助対象外）

2 この補助金は第1項に規定する事業ごとに、別記1に掲げるとおりの補助対象事業内容及び補助対象事業者において実施する。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 第 5 欄に掲げる金額に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
在宅歯科医療機器等の設備整備事業	1 か所あたり 3,638 千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の初度設備備品購入費 ※車両及びその付属品、汎用情報機器は除く	3分の2	1 か所あたり 100 千円
医療安全体制を確立するための設備整備事業	1 か所あたり 2,000 千円	医療安全体制を確立するために必要な初度設備備品のうち、以下の購入費。 ※但し、持ち運び可能な備品に限る。 ・自動体外式除細動(AED) ・経皮的酸素飽和度測定機(パルスオキシメーター) ・酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの) ・血圧計 ・救急蘇生セット	2分の1	1 か所あたり 50 千円

(交付の条件)

第 4 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の 10 % 以内の変更を除く。)を要する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は市町村が行う契約手続きの取扱に準拠しなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 5 号様式による報告書を作成し、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

第 5 条 規則第 3 条の規定による補助金の交付の申請は、別記第 1 号様式による交付申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記第 2 号様式による変更申請書に関係書類を添えて、第 5 条に定める申請手続に従い、速やかに提出しなければならない。

(交付決定までの標準的期間)

第 7 条 知事は、交付申請書が到達した後速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

第 8 条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

第 9 条 この補助金の事業実績報告書は、事業の完了した日から起算して 1 か月を経過した日(第 4 条の(3)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日)又は毎年 3 月 31 日のいずれか早い日までに第 3 号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(交付の請求)

第 11 条 規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第 12 条 規則第 16 条第 2 項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に請求しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(在宅歯科診療の実施件数報告)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後 3 年を経過するまでの間、毎年 6 月 30 日までに、別記第 7 号様式により前年度における在宅歯科診療の実施件数を報告するものとする。

(その他)

第 15 条 特別の事情により第 3 条、第 5 条、第 6 条及び第 9 条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金について適用する。